

職員の懲戒処分について

「地方公務員法第29条の規定」及び「恵庭市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」により、令和8年2月19日付けで次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(1) 所 属 保健福祉部介護福祉課
職 名 主査
年 齢 50代
処分内容 減給10分の1 1か月
(所属、職名、年齢は令和7年11月当時のもの)

(2) 所 属 保健福祉部介護福祉課
職 名 主査
年 齢 40代
処分内容 減給10分の1 2か月
(所属、職名、年齢は令和7年3月当時のもの)

2 事実概要

(1) 当該職員は、令和3年4月から令和4年3月までの間、成年後見人選任に必要な市長申立のための事務処理に係る進捗管理等を怠り、未選任状態を発生させた。また、令和7年10月から令和7年11月までの間、成年後見人選任に係る事務処理を怠り、成年後見人が選任されなかった。

(2) 当該職員は、令和3年4月から令和7年3月までの間、成年後見人選任に必要な市長申立のための事務処理を怠り、未選任状態を発生させた。また、令和4年6月から令和7年3月までの間、当該案件に係る請求書の手務処理を怠り、未払い状態を発生させた。

3 経緯

- ・令和7年11月20日、12月1日、不適切な事務処理があることが判明
- ・同年12月1日～12月9日までの間、当該職員等への事務処理状況確認
- ・同年12月26日、恵庭市職員賞罰審査委員会開催
- ・令和8年1月23日、恵庭市職員賞罰審査委員会開催
- ・同年2月5日、恵庭市職員賞罰審査委員会開催
- ・同年2月19日、市長より処分書交付